

酒田市芸術文化振興計画（仮称）

第3回検討委員会

日時：平成29年10月20日（金）午後7時

会場：酒田市役所4階庁議室

次 第

1. 開会

2. 挨拶 酒田市教育委員会教育長 村上 幸太郎

3. アドバイザー挨拶 帝塚山大学名誉教授 中川 幾郎先生

4. 協議

(1) 文化芸術推進計画（案）について

①条例の策定について

②推進計画（案）の構成並びに内容について

(2) その他

5. その他

(1) 今後のスケジュールについて

●第4回検討委員会 平成29年11月20日（月）午後7時～ 会場未定

第3回の結果を踏まえた修正案を提出予定

●12月 パブリックコメント

●第5回検討委員会 平成30年1月13日（土）午後4時

最終案の確認等

●交流会 平成30年1月13日（土）午後6時 ※詳細未定

第5回検討委員会終了後、アドバイザーの先生と検討委員の皆さんとの交流会を開催予定です。詳細は別途ご案内させていただきます。

6. 閉会

文化芸術推進計画（仮称）の構成について

第1章 基本計画の策定にあたって

第1節 基本計画策定の趣旨

第2節 基本計画の期間

第3節 文化的領域

第2章 文化芸術の現状と課題

※社会的背景、現状と課題

第1節 文化芸術を取りまく社会的背景

- 1 文化芸術基本法
- 2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）
- 3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

第2節 酒田市における文化芸術の現状と課題

- 1 現状
 - (1) 酒田市の豊かな文化資源
 - (2) 酒田市の文化活動
 - (3) 文化的環境
- 2 課題

第3章 酒田市の文化振興の理念

※条例に関すること

第1節 文化芸術基本条例の目的と基本理念

第2節 文化芸術推進の柱

第4章 計画の方向性

※計画に関すること

第1節 基本目標と基本的施策

- 1 基本目標
- 2 基本的施策

第2節 重点的視点

第3節 基本的施策の方向性 ※鋭意作成中です

第4節 評価指標

第5章 計画の推進・評価

※推進に関すること

第1節 推進体制

- 1 酒田市行政
 - (1) 庁内における横断的連携
 - (2) 地域性を活かした文化芸術の振興
 - (3) 市民との協働、共創、民間事業者との連携
 - (4) 文化芸術を担う公益財団との連携

第2節 評価体制

第3節 計画の見直し

資料／具体的な取組み状況

[ここに入力]

第1章 推進計画の策定にあたって

第1節 推進計画策定の趣旨

酒田市文化芸術推進計画は、酒田市総合計画（以下、「総合計画」という。）、酒田市教育振興基本計画後期計画を推進していくための個別計画の一つとして位置づけ、今後の酒田市における文化芸術推進の方向性を示し、戦略的かつ継続性のある取り組みを行うために策定するものです。

策定にあたっては、酒田の自然や歴史などを背景として、先人たちの営みにより培われてきた文化芸術及び文化芸術に関する施策の現状や課題を把握するため、社会的な動き、地域の特性、文化資源などの「地域資源」に着目しながら整理を進めるとともに、市民へのアンケート調査や文化芸術団体等との意見交換会なども行いながら、地域性にあった計画の策定を目指しました。

第2節 推進計画の期間

本計画は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5カ年間で取り組むべき文化芸術に関する施策の方向性を示す計画です。

第3節 文化芸術の領域

1 文化芸術の対象分野

芸術、芸能、生活文化等の文化芸術基本法（平成29年法律第73号）が対象とするもののほか、市民が主体的に行う創造的な活動が含まれます。

2 文化芸術活動の範囲

文化芸術を享受し、創造する活動のほか、これらの活動を「支援」、「継承」する活動も含みます。

第2章 文化芸術の現状と課題

※社会的背景、現状と課題

第1節 文化芸術を取り巻く社会的背景

文化芸術を取り巻く社会的背景として、国等において、次のような動向があります。

1 文化芸術基本法

平成13年12月に文化芸術振興基本法を施行し、同法に基づき4次にわたって策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組みが進められてきました。

一方で、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術に関する施策の展開が、より一層求められるようになってきました。

このようなことから、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的に平成29年6月に法律の改正が行われました。この法律改正においては、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術団体の果たす役割が明記され、連携・協働についても規定されるとともに、地方における「文化芸術推進基本計画」の策定が規定されました。

2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

国は、これまで「第1次基本方針」（平成14年12月閣議決定）、「第2次基本方針」（平成19年2月閣議決定）、「第3次基本方針」（平成23年2月閣議決定）を策定し、各基本方針に基づき、文化芸術の振興に取り組んできました。

一方で、第3次基本方針策定後、東日本大震災の発生や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定（平成25年9月）、地方創生に向けた取組みの一層の推進等、社会情勢の変化があったことから、平成32年を見据えた文化芸術振興のための基本的な施策の在り方を定めるために、平27年5月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第4次基本方針）が閣議決定され、文化芸術資源で未来をつくり「文化芸術立国」を創出していくことが国家戦略とされました。

3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月に、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という。）が制定されました。

劇場法の前文では、劇場、音楽堂等に期待される機能として、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」、「国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する

[ここに入力]

「世界への窓」にもなること」が挙げられており、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財であるとも位置づけられています。

一方現状の課題として、実演芸術活動や、劇場、音楽堂の事業を行うための人材養成を強化していく必要があること、実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中しており、地方においては、実演芸術に触れる機会が少ない状況が固定化している現状も改善することなどが挙げられています。

こうした課題を克服するため、劇場、音楽堂等に関わるすべての者（設置者、運営者、実演団体、芸術家、国、地方公共団体、教育機関等）は、社会全体が文化芸術の担い手であることを広く認識されるよう、連携協力して取り組む必要があります。

さらに劇場法では国または地方公共団体が取り組む基本施策として、国際的に高い水準の実演芸術の振興、国際的な交流の促進、地域における実演芸術の振興、人材の養成及び確保等、国民の関心と理解の増進、学校教育との連携が努力義務として挙げられています。

加えて、劇場法では劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針を策定することが国に要請されていますが、このことは劇場法の趣旨や前文からも、地方公共団体も策定することが要請されると解されます。

4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

平成32年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、これを文化の祭典としても成功させることにより、わが国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスと捉えられています。2020年の東京大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化芸術を体験してらうための取組みを全国各地で実施することとしています。

第2節 酒田市における文化芸術の現状と課題

1 現状

（1）酒田市の豊かな文化資源

まだ大地の多くに原生林が残り、蝦夷と呼ばれる先住民がいた頃、庄内は、現在の山形、秋田の両県をまたぐ広大な「出羽国」でした。その頃、国府がおかれていたとされる酒田は、政治・経済・文化の要として、諸国からの移民たちとの交流により、新しい文化や技術を取り入れ、東北の先進地として発展しました。西廻り航路が整った江戸期には海上交易と最上川舟運の要として、独自の華やかで自由な湊町文化を形成し、繁栄をとげました。今も市内の随所でその痕跡を見ることができ、平成29年4月には、日和山公園、旧燈屋、本間家旧本邸などを構成文化財とした「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が文化庁の日本遺産に認定されました。

飯森山地区の文化ゾーンには土門拳記念館、酒田市美術館、出羽遊心館、そして市街地には本間美術館など、気軽に質の高い芸術作品を鑑賞し、活動できる場が多くあります。市民会館「希望ホール」では、優れた音響設備と多目的スペースを備え、世代を問わず誰もが芸術に親しめる

[ここに入力]

コンサートや演劇など、国内外トップクラスの多彩な公演を開催しています。この恵まれた文化的環境のもと、多くの文化芸術団体、国内外で活躍する酒田市ゆかりのアーティストが育っています。

また、酒田市には「民俗芸能の宝庫」と言われるほど各地に独自の民俗芸能が伝承されており、黒森歌舞伎、松山能、延年舞、獅子舞をはじめとする多くの芸能や伝統行事が、地域の風土と密接に結びつきながら大切に伝えられてきました。

(2) 酒田市の文化芸術活動

- ・市内の文化施設を活用し、酒田市芸術文化協会による酒田市民芸術祭が毎年開催されています。県内で最も歴史のある市民芸術祭では各団体の発表・展示に加えて毎年、開幕式典並びに開幕公演を行っており県内でも高い評価を得ています。
- ・酒田市民会館「希望ホール」では、希望ホール自主事業企画運営委員会が中心となって、国内外の著名アーティストや楽団を招へいしています。
- ・市内の美術館では作品の展示に加えて、作品づくりワークショップなどの育成に重点を置いた活動も企画、実施しています。
- ・管弦楽、吹奏楽、合唱など音楽活動が、市民団体によって活発に行われています。
- ・「酒田市生涯学習推進計画」に基づき、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」を合言葉に生涯学習情報をカモンくんニュースとして毎月発行して情報を提供するとともに、人材の情報収集と提供、市民自らが講座の企画運営を行う事業等を行っています。
- ・市内の各コミュニティ振興会においては、まちづくり総合交付金を受けて各種の文化芸術活動や発表会が行われています。

(3) 文化的環境

- ・市を代表する文化施設として、酒田市民会館「希望ホール」、土門拳記念館、酒田市美術館、本間美術館、酒田市総合文化センター、酒田市資料館があげられます。とくに地方都市において大規模美術館が3館あることは、市民の誇りになっています。
- ・酒田市民会館「希望ホール」は、旧市民会館を改築して平成16年7月に開館。堅実な設計の劇場として、その音響特性や使い勝手の良さは観客からもアーティストからも高い評価を得ている。希望ホール自主事業企画運営委員会が中心となって、国内外の著名アーティストや楽団を招へいしています。また、市民、学校による舞台芸術の練習・発表会場としても大いに利用されています。
- ・土門拳記念館は世界初の個人の写真専門美術館として昭和58年10月に開館。土門拳の作品約7万点を収蔵し、土門のライフワークであった「古寺巡礼」をはじめ、「室生寺」「ヒロシマ」「筑豊のこどもたち」「文楽」「風貌」などの代表作品を、その保存をはかりながら順次公開しています。
- ・酒田市美術館は平成9年10月に開館。常設の柱として洋画家・森田茂氏、本市出身の洋画家・斎藤長三氏、彫刻家・高橋剛氏の作品を所蔵、展示するほか、子どもや若い女性向けから、高齢者まで楽しめる展覧会を実施しています。

[ここに入力]

- ・本間美術館は日本一の地主として知られた本間家が創始者となり、昭和22年に開館した美術館です。敗戦後の社会の混乱と人心の荒廃を見て、日本美術の鑑賞を通じて自信と誇りを取り戻して欲しいという念願から、別荘と庭園を美術館として公開したことから始まりました。本間家ゆかりの品々の展示や郷土作家の作品展示などを実施しています。
- ・酒田市総合文化センターは中央公民館、中央図書館、各種教育機関などが配置された複合施設として昭和57年に会館。一階モールは展示スペースとして、ホールは生涯学習の成果発表の場として、3階から4階はサークルの活動拠点として、年間約40万人が利用しています。
- ・酒田市資料館は、文化財や地域資料の収集、保管と展示活動を行い、市民文化の一層の向上に資するとともに、文化財保護思想の啓発普及を図るため、昭和53年4月、酒田市資料館が設置されました。資料を活用した企画展示を行うとともに、ギャラリートークを行うなど、ソフト事業の充実を図っています。
- ・平成28年度より、酒田市の文化振興において重要な役割を持つ酒田市美術館、土門拳記念館、本間美術館、酒田市資料館の4館が相互に情報交換を行い、連携を図りながら市民への教育普及活動の展開やPRの強化を目的に、四館連絡協議会を設置し活動の充実を図っています。

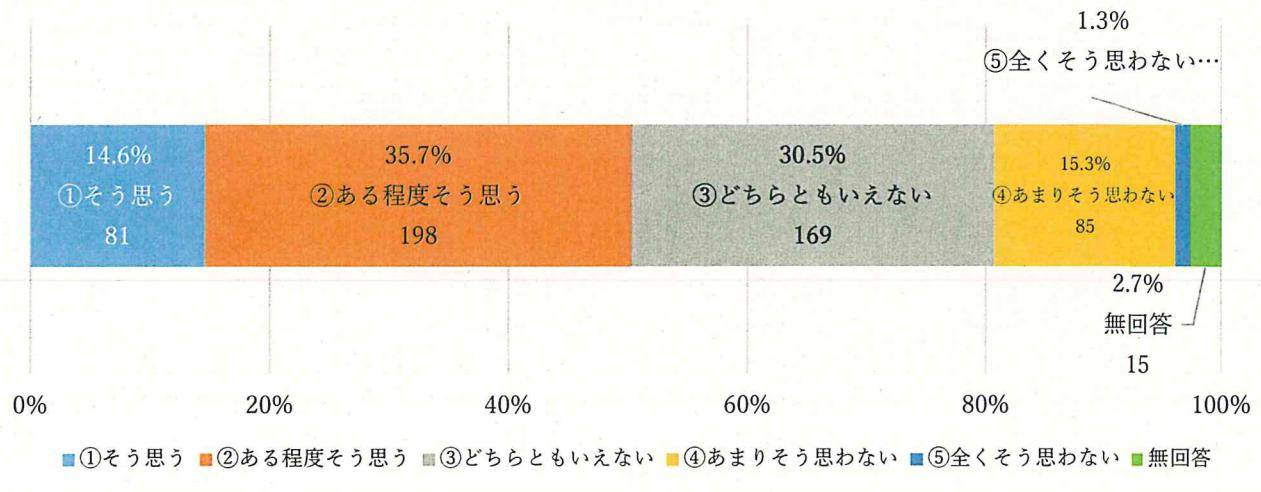
2 課題

平成29年7月に「酒田市芸術文化振興計画（仮称）策定に伴うアンケート」を実施した結果、酒田市における文化芸術の分野における課題は以下のとおりとなります。

（1）文化芸術活動のしやすさの向上

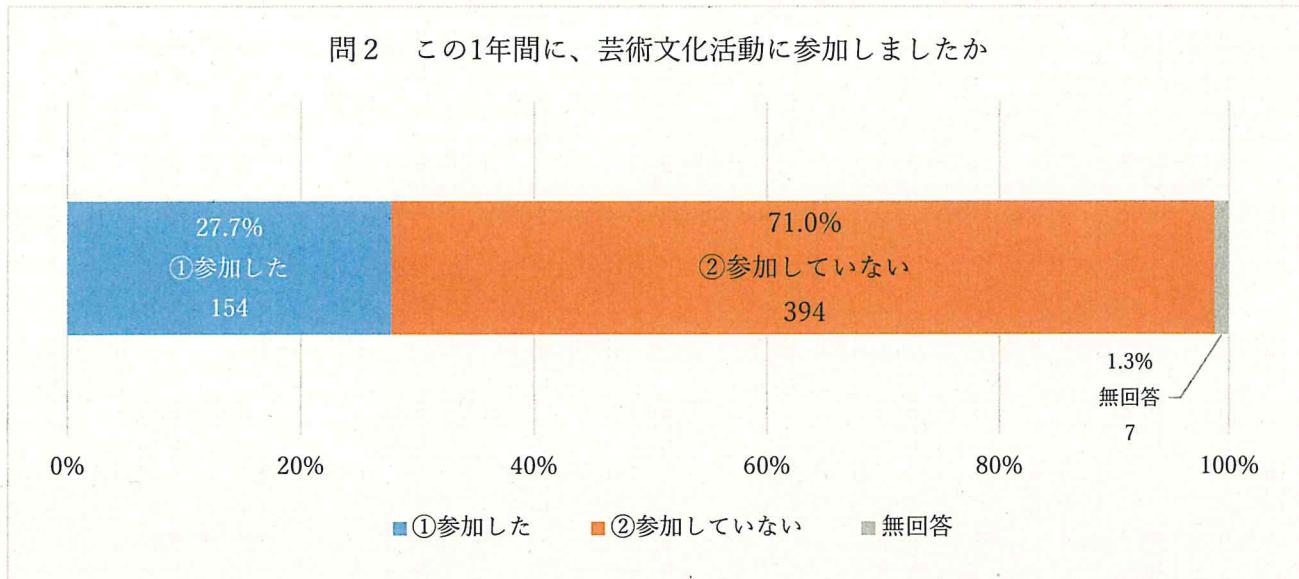
「酒田市は芸術文化活動（コンサート、講演会、ワークショップ、民俗芸能等）に参加（鑑賞も含む）しやすいまちだと思いますか。」という問い合わせに対して「そう思う」とある程度そう思う」の合計は、50.3%で約半数という結果がでました。

問1 酒田市は芸術文化活動に参加しやすいまちだと思いますか

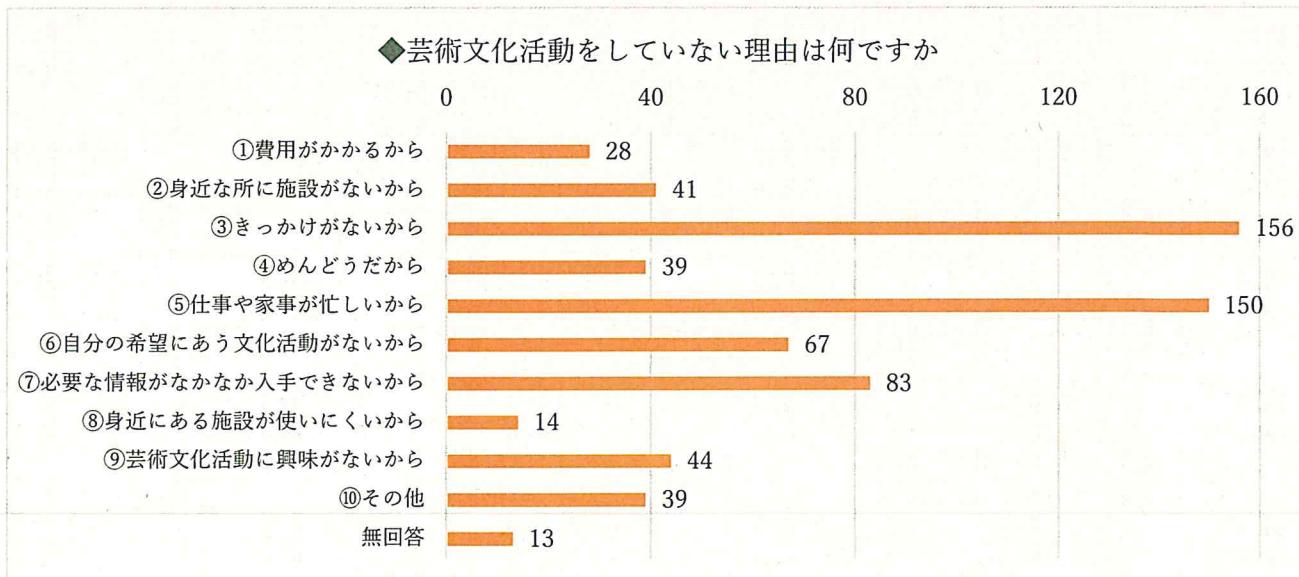


[ここに入力]

「この1年間に、芸術文化活動に参加しましたか」という問い合わせに対して「参加した」という回答は27.6%という結果であり、一般的な鑑賞に比べ、自ら活動に参加する人はそれほど多くはないという実態がみえてきます。自ら活動に参加する機会の提供が今後の課題とあげられます。



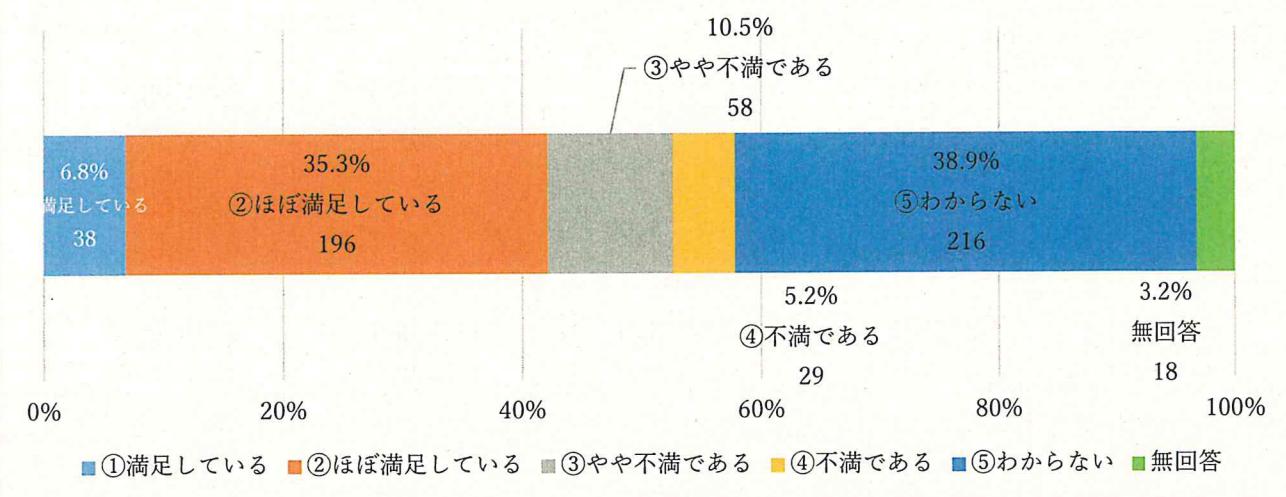
「芸術文化活動に参加していない理由」については、「きっかけがないから」という回答が156人と多く、文化芸術活動に関心はあるけれども、きっかけがないために活動が出来ていない市民が多いという結果がでました。文化活動の情報提供や参加しやすい環境の整備が課題としてあげられます。



[ここに入力]

「酒田市の芸術文化活動の現状に満足していますか」という問い合わせに対しては、42%が満足していると回答しています。「不満足」「わからない」という回答が多いことから、積極的に情報を提供し「満足」に変わっていくような取組みが課題としてあげられます。

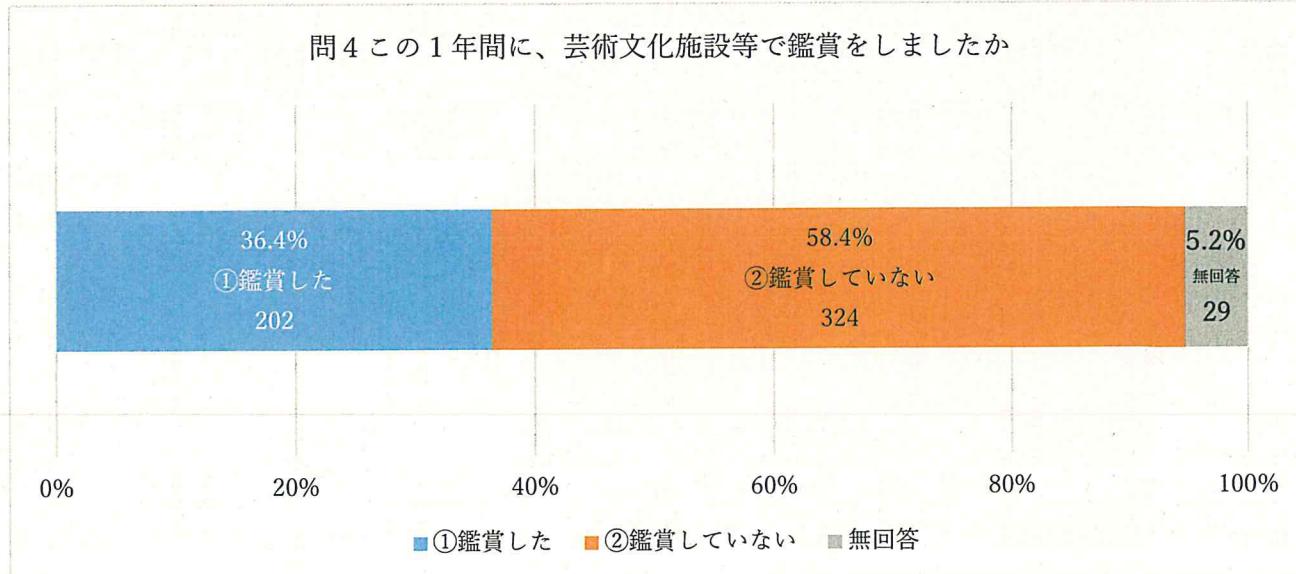
問3 酒田市の芸術文化活動の現状に満足していますか



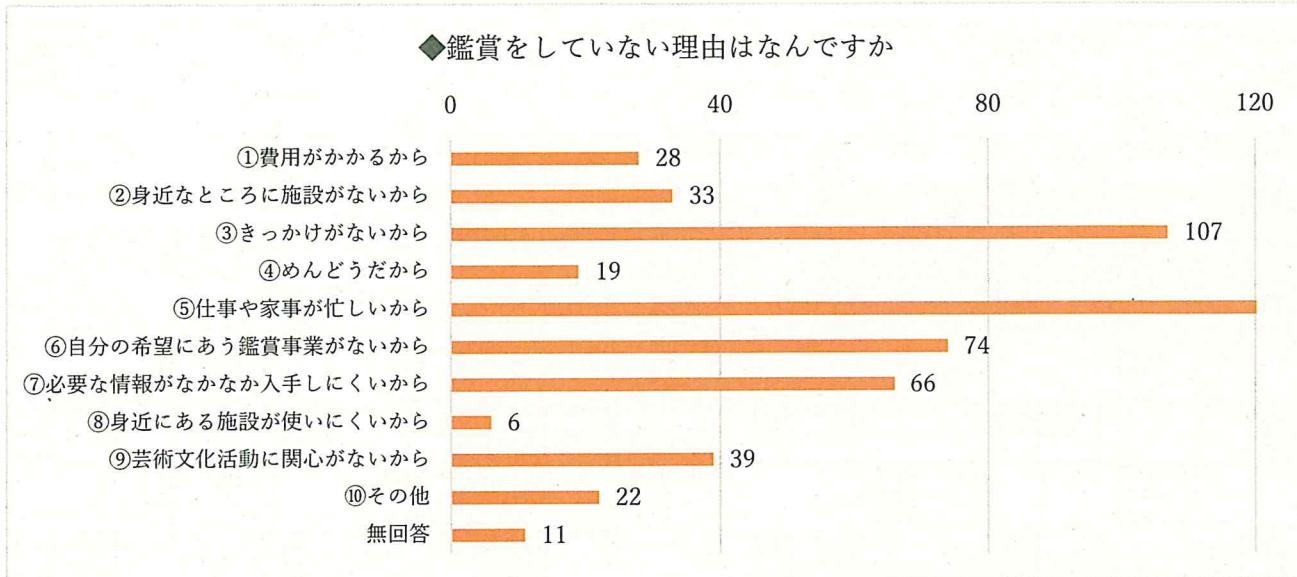
(2) 鑑賞機会の充実について

「この1年間に、芸術文化施設等で鑑賞しましたか」という問い合わせに対しては、鑑賞したが36.4%で、鑑賞していない市民の割合が多いという結果が出ています。このことから、多彩な分野における鑑賞機会の提供が課題としてあげられます。

問4 この1年間に、芸術文化施設等で鑑賞をしましたか

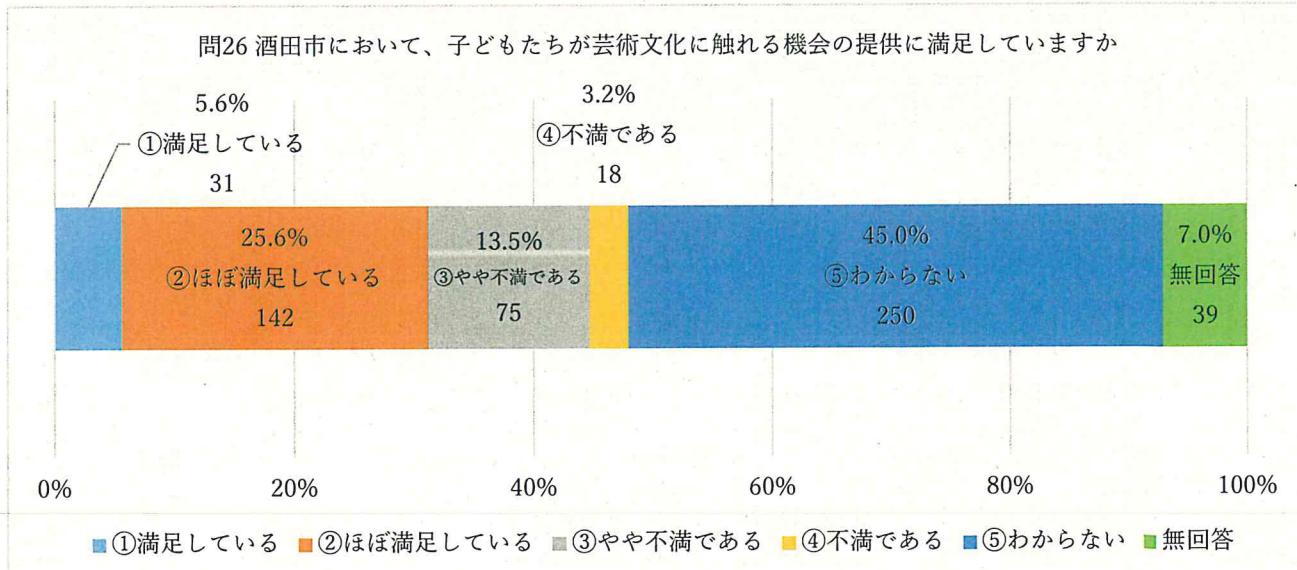


[ここに入力]

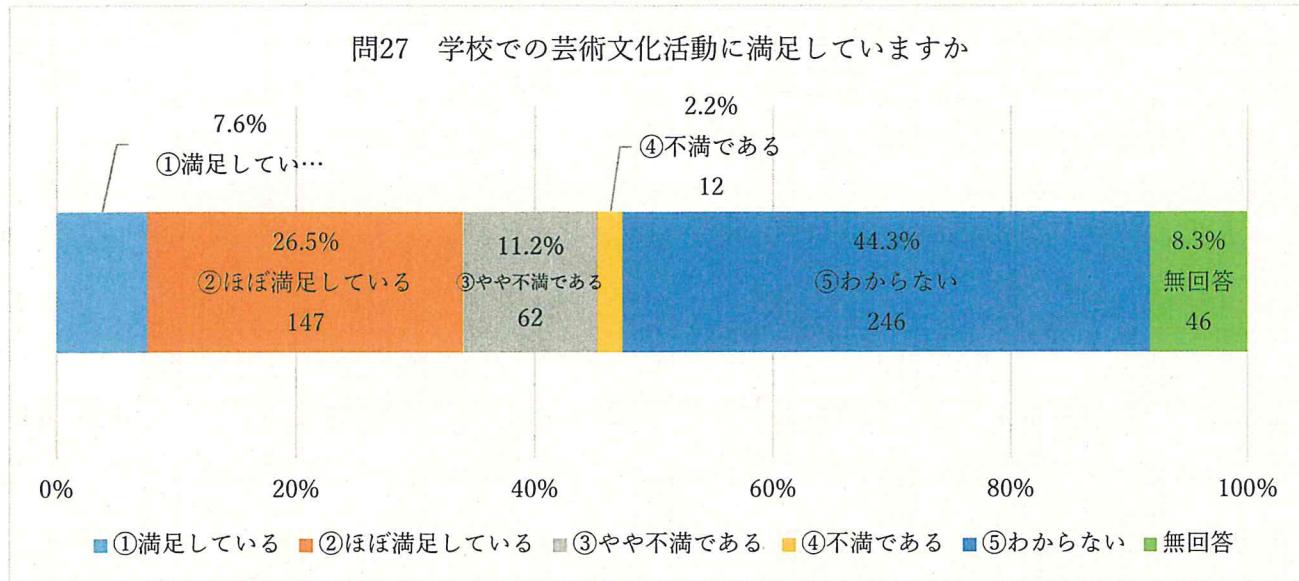


(3) 子どもの芸術文化に触れる機会の充実

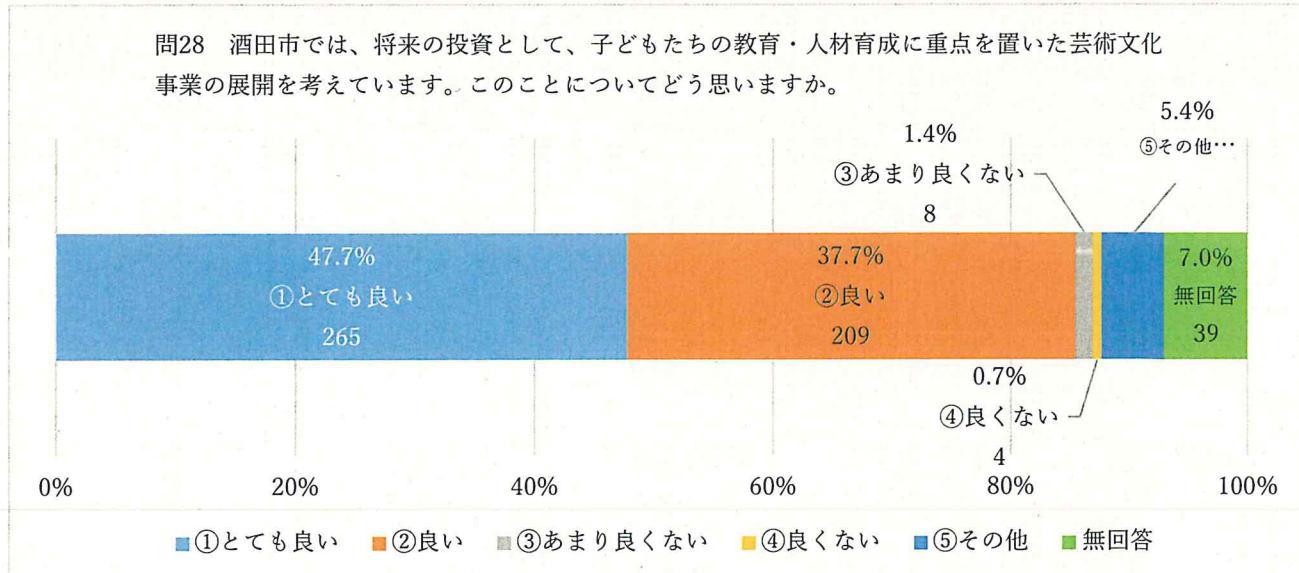
「子どもたちが芸術文化に触れる機会の提供に満足していますか」「学校での芸術文化活動に満足していますか」という問い合わせに対しては、「やや不満である」「不満である」という回答もでていることから、芸術文化に触れる機会の充実が課題としてあげられます。また、「わからない」と回答した市民がいずれも40%以上多いことから、情報提供のあり方が課題としてあげられます。



[ここに入力]



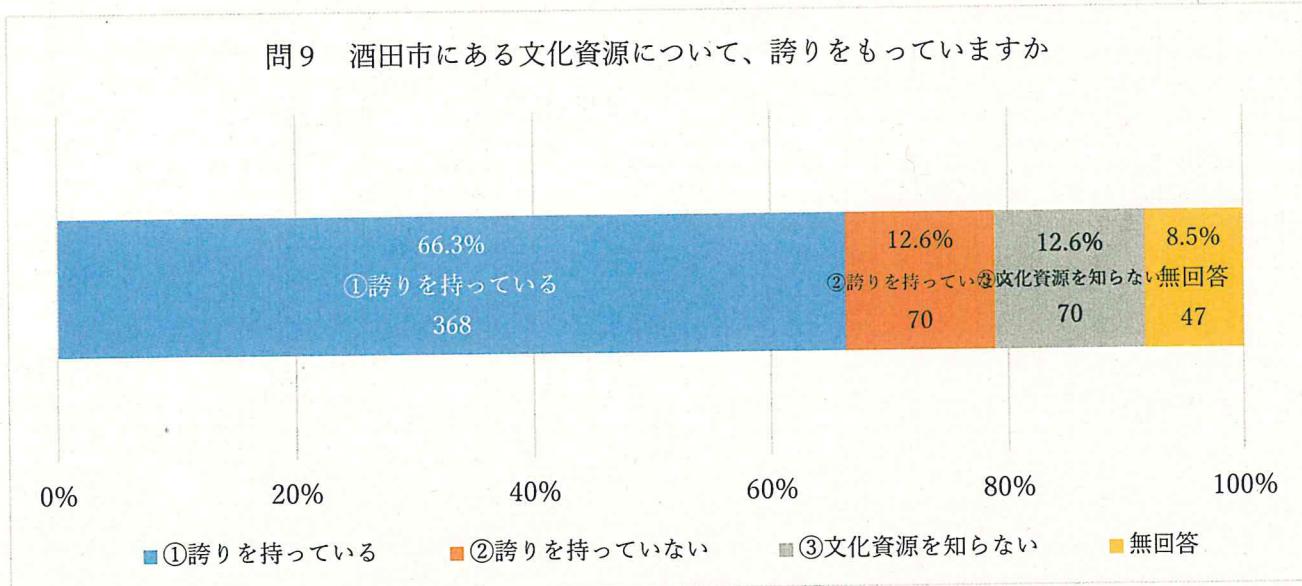
「将来の投資として、子どもたちの教育・人材育成に重点を置いた芸術文化事業の展開についてどう思いますか」という問い合わせに対しては、85%が「良い」と回答しています。文化芸術基本法前文に「文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることが出来る心豊かな社会を形成するもの」と規定しているように、文化芸術のもつ特性を活かした事業を、「未来への投資」という観点から一層の充実を図っていくことが課題としてあげられます。



[ここに入力]

(4) 酒田市の文化資源に対する誇りの醸成

「酒田市にある文化資源に誇りを持っていますか」という問い合わせに対しては、誇りを持っているという回答が 66.3%で、多くの市民が誇りを持っているという結果がでした。「誇りを持っていない」「知らない」という市民に対し、文化資源に関する情報提供のあり方が課題としてあげられます。



(5) 2020年東京オリンピック競技大会の開催に向けた文化プログラムの展開

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体やアーティスト等と連携のもと、酒田市でも文化事業を展開します。酒田らしい文化体験による事業展開と国内外への発信のあり方が、課題としてあげられます。

(6) 後継者（次世代）育成

人口減少社会が到来し、文化芸術の担い手不足が指摘されています。文化芸術に触れる機会を充実させ裾野拡大に努めるとともに、次世代の価値観にあった質の高い事業の展開と情報発信に努めていくことが課題としてあげられます。

第3章 酒田市の文化芸術推進の理念

※条例に関すること

市が文化政策を進めていく上での基本理念を明確化し、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化の推進に関する計画の策定及び施策を定め、総合的かつ計画的に推進するための法的根拠として、文化芸術基本条例を制定します。

第1節 文化芸術基本条例の目的と基本理念

酒田市文化芸術基本条例においては、目的と基本理念を以下のように定めています。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割等を明らかにするとともに、市の基本的施策を定めることにより、文化芸術の推進を総合的かつ計画的に推進を図り、もって自由で多様性を認める心豊かな市民生活及び市民が将来にわたり誇りのもてる酒田らしさの創造に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 文化芸術の推進に当たっては、文化芸術活動を行うことが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化芸術の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性が尊重され、市民による多様な文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならない。
- 3 文化芸術の推進に当たっては、文化芸術が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信し、交流が積極的に推進されなければならない。
- 4 文化芸術の推進に当たっては、文化財や本市の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化（以下「伝統文化」という。）を大切にし、発展させていくとともに、特色を生かした魅力ある新たな文化芸術の創造が図られなければならない。

第2節 文化芸術推進の柱

酒田市文化芸術基本条例においては、第3章文化芸術の推進に関する基本的施策において以下のように定めています。

(文化芸術活動を行う環境の整備)

第10条 市は、市民等が、等しくかつ身近に多様な文化芸術を享受し、並びに文化芸術活動が活発に行

[ここに入力]

われるために必要な環境の整備を講ずるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第11条 市は、子どもの感性を磨き、及び豊かな人間性を育むため、子どもが多様な文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、将来の文化芸術の担い手として育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第12条 市は、将来にわたり市民等の文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成並びに文化の創り手と受け手をつなぐ役割を担うアートコーディネーターの配置等、その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術による国内外交流)

第13条 市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受け入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣等必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の地域資源の活用)

第14条 市は、市民等が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現を図るため、文化財の保存及び活用、景観の保全及び創出並びに食文化を含む伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実と活用)

第15条 市は、地域課題に向き合い、活力ある地域社会の実現に寄与するため、それぞれの文化施設の目的、使命を明確にし、文化芸術活動に対応する施設の整備や施設相互の連携等必要な施策を講ずるものとする。

(情報発信と広報戦略)

第16条 市は、市民等の文化芸術活動を促進及び文化芸術を通じた交流を促進するため、文化芸術に関する情報の正確で迅速な収集及び発信をするとともに、より戦略的な広報について必要な施策を講ずるものとする。

(その他の分野における施策との連携の促進等)

第17条 市は、自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現と誇りのもてる酒田らしさを創造するため、文化芸術の推進に関する施策と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、生涯学習、産業その他の多様な分野における施策との連携促進及びネットワークづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 計画の方向性

※計画に関すること

第1節 基本目標と基本的施策

1. 基本目標

国際連合総会において採択された「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」の第15条では、「文化的生活に参加する権利」「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」が規定されています。

また、日本国憲法第25条においても、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されており、市民が文化的な生活をおくることは、基本的な人権として保障されています。

酒田市では、文化芸術が子ども・若者や高齢者、障がい者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであることから、「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」の理念も踏まえ、条例第1条に「自由で多様性を認める心豊かな市民生活」並びに「誇りのもてる酒田らしさの創造」を基本目標としました。

「自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現」

「誇りのもてる酒田らしさの創造」

2. 基本的施策

基本目標の実現に向け、酒田市が取り組むべき施策として、20の基本的施策を推進します。

基本的施策	
1	文化芸術活動を行う環境の整備
2	誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備
3	学校教育における文化芸術活動の充実
4	将来の文化芸術の担い手の育成
5	文化芸術活動を支える人材の育成
6	市民との協働・共創
7	地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり
8	文化芸術による国際交流
9	専門性の高い文化の仕掛け人の配置
10	文化芸術による社会の課題解決
11	文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化
12	多様な分野との連携及びネットワークづくり

[ここに入力]

1 3	文化財等の地域資源の活用
1 4	酒田らしいまちの景観の創出
1 5	文化施設の活用
1 6	伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信
1 7	観光との連携
1 8	産業との連携
1 9	組織体制の強化
2 0	市民の視点にたった情報発信・広報戦略

第2節 重点的視点

平成27年5月22日に閣議決定された第4次基本方針では、「文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益を有する公共財」であること、また、「文化芸術は、子供・若者や高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している」としています。

このようなことから、文化芸術の役割を見直し、可能性を広く捉えるために、下記の2点を文化芸術の基本的施策を展開する上で共通する重要な視点とします。

「文化芸術による社会の課題解決（健康、福祉、子育て、教育問題等）」

「次代を担う子供たちを対象にした文化芸術事業の充実（未来への投資）」

[ここに入力]

第3節 評価指標

基本目標ごとに、それぞれの評価指標を設定し、評価・検証を行います。なお、今後の新規事業の展開等を踏まえ、適宜評価指標の変更等を行います。

基本目標	評価指標	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現	文化芸術活動のしやすい町だと答える市民の割合	50.3%	60%
	文化芸術活動に参加した市民の割合	27.7%	33%
	文化芸術活動の満足度	42.1%	50%
	鑑賞した市民の割合	36.4%	43%
	子どもたちの文化芸術に触れる機会に対する満足度	31.2%	37%
誇りのもてる酒田らしさの創造	文化資源について誇りを持っている市民の割合	66.3%	79%
	多様な分野との連携事業数	教育関係 1 事業 観光関係 1 事業 商工関係 1 事業	多分野との連携 10 事業
	文化施設に行ったことのある市民の割合 <small>※文化施設とは、土門拳記念館、酒田市美術館、本間美術館、酒田市民会館「希望ホール」、地区コミュニティセンター、酒田市総合文化センター</small>	市内 6 施設平均 81.7%	90%

第5章 計画の推進・評価

※推進に関すること

第1節 推進体制

1 酒田市行政

(1) 庁内における横断的連携

行政全般を文化的視点から捉え、文化芸術による波及効果を最大限活かすため、産業、観光、教育、福祉、医療等の多分野との連携を強化し、横断的な取組みを行っていきます。

(2) 地域性を活かした文化芸術の振興

先述したように、酒田市内には劇場である酒田市民会館「希望ホール」と生涯学習拠点施設である酒田市総合文化センター、そして土門拳記念館、酒田市美術館、本間美術館という3つの美術館が文化施設として存在している。

酒田市の文化芸術分野での地域性としては、まず名誉市民である故加藤千恵氏により戦後の酒田市民の音楽活動の基礎が築かれ、特に市民の間ではクラシック音楽や声楽、オペラなどの西洋音楽文化が盛んな地域であることが挙げられる。また、市内の若者たちは、独自に地域活性のための目的を持って音楽フェスなどを立ち上げたりするなど熱気を持っている。

一方で、酒田市芸術文化協会には、音楽、絵画、造形、写真、舞踊、文芸、工芸など多種多様なジャンルから文化芸術団体が加盟しており、いわば酒田市民による文化芸術人材バンクとも言える。

以上のような地域性を活かし、かつ文化芸術基本法・劇場法の要請に応えるために、行政は市内にある文化施設を最大限に活用し、多様な知識、経験をもった幅広い層の市民と協力しながら文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく体制を構築していきます。

(3) 市民との協働、共創、事業者等との連携

文化芸術の推進にあたっては、行政は、市民が参画しやすい環境づくりに努め、明確な目的と戦略を持って、社会の課題や市民ニーズに対応した事業の展開を図ることが重要です。また、市民との「協働」により、共に考え、新しい価値を生み出す原動力として、共に育ちあうことが大切です。

市民との協働は、様々な組織や市民との連携が生まれ、ネットワークが広がります。多様な市民が関わる柔軟な組織体制を構築し、既存のコミュニティを横断し、接続する「プラットフォーム」としての機能も有するような展開を目指していく必要があります。

また、事業者とも連携し、共に考え協力しあえるパートナーとなることも新しい価値の創造を図っていく上で大切な視点です。

このようなことから、市民との協働、共創、事業者との連携を強化し、新しい価値観を生み出すエネルギーに繋がるよう、活性化に向けた取組みを行っていきます。

[ここに入力]

（4）文化芸術を担う公益財団等との連携

酒田市の文化芸術を担う公益財団法人として、公益財団法人大門拳記念館、公益財団法人酒田市美術館、公益財団法人本間美術館の3財団があり、専門性を有する施設として酒田市資料館があります。いずれも学芸員や調査員を配置し、専門性を活かした企画展の開催や教育普及活動など多面的な活動を行っています。

文化芸術による地域の活性化や、様々な行政効果を実現するためには、独自性や質的な価値を追求することが、文化芸術が本来持っている力を引き出し、地域の活性化にも効果や成果へつながっていきます。

文化行政の推進にあたっては、文化・芸術の有効性や可能性を追い求めるための拠点として、美術館などの文化施設が果たすべき役割や機能を、今まで以上に大きく捉えなおす必要があります。文化施設には、文化芸術の振興と、文化芸術による地域課題の解決を、事業や運営の両輪として位置づけることが求められます。その際に、美術館などが、文化施設の専門分野を越えて連携し、地域の課題に協働で取り組むことが重要になってきます。

それぞれの財団が持つノウハウを十分に活かしながら、子供から大人まで幅広い年代の市民等に対し、文化芸術に触れる機会を提供し裾野拡大に努めていくとともに、文化芸術のもつ多様性や可能性を拡げる取組みを行っていきます。

第2節 評価体制

酒田市文化推進審議会において、第●章第●節で示した基本的目標に対する評価指標の達成度、効果、その他文化の推進に係る重要事項等について、検証及び評価を行うとともに、次年度以降の事業展開に関して提案を行います。

第3節 計画の見直し

[ここに入力]

【参考資料】

酒田市が主体の具体的な事業

第●章第●節における 20 の基本施策に該当する平成 28 年度に実施された

具体的な取組みを掲載しています。

今後、基本目標を達成するために基本的施策を、必要に応じて事業の再編、

再構築、新規追加等を行っていきます。

● 計画の方向性

酒田市文化芸術推進計画（仮称）

市民による文化の力で、酒田のまちを元気にしよう！

【市民文化政策】

(人づくり／文化権を保障するもの)
自由で多様性を認める
心豊かな市民生活の実現

【都市文化政策】

(まちづくり／都市発展戦略)
誇りのもてる
酒田らしさの創造

市民文化政策

都市文化政策

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
文化芸術活動を行う環境の整備	誰もが芸術文化に親しむこと出来る文化的環境の整備	学校教育における芸術文化活動の充実	将来の文化芸術の担い手の育成	文化芸術活動を支える人材の育成	市民との協働・共創	地域コミュニティとの連携による文化的環境づくり	文化芸術による国際交流	専門性の高い文化の仕掛け人の配置	文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化	トワーグづくりによる多様な分野との連携及びネットワークづくり	文化財等の地域資源の活用	酒田らしいまちの景観の創出	文化施設の活用	伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信	観光との連携	産業との連携	組織体制の強化	市民の視点にたつた情報発信・広報戦略	

基本目標

基本的施策

【基本的施策を展開するうえで共通する視点】

- 文化芸術による社会の課題解決
- 次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実（未来への投資）

基本的視点

具体的取組一覧

1 文化芸術活動を行う環境の整備	
コミュニティ振興事業	まちづくり推進課
松山の宝推進事業	松山総合支所
生涯学習推進講座開催事業	社会教育文化課
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業	社会教育文化課
美術館管理事業	社会教育文化課
文化施設長寿命化対策事業	社会教育文化課
写真展示館管理事業	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業	社会教育文化課
史跡旧鎧屋修復事業	社会教育文化課
光丘文庫資料保全活用事業	図書館
2 誰もが芸術文化に親しむことが出来る文化的環境の整備	
地域活動支援センター事業	福祉課
老人クラブ助成事業	福祉課
地域振興事業	八幡総合支所
地域振興事業	松山総合支所
地域振興事業	平田総合支所
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
ふるさと教育推進事業	社会教育文化課
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業	社会教育文化課
子ども読書活動推進事業（再掲）	図書館
3 学校教育における芸術文化活動の充実	
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課

具体的取組一覧

4 将来の芸術文化の担い手の育成

八幡地域文化振興事業	八幡総合支所
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課

5 芸術文化活動を支える人材の育成

コミュニティ振興事業（再掲）	まちづくり推進課
八幡地域文化振興事業（再掲）	八幡総合支所
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
庄内文化賞・阿部次郎文化賞顕彰事業	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
土門拳文化賞顕彰事業	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課

6 市民との協働・共創

市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課

7 地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり

コミュニティ振興事業（再掲）	まちづくり推進課
地域振興事業（再掲）	八幡総合支所
地域振興事業（再掲）	松山総合支所
松山の宝推進事業（再掲）	松山総合支所
地域振興事業（再掲）	平田総合支所
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課

具体的取組一覧

8 芸術文化による国際交流	
国際交流推進事業	まちづくり推進課
地域振興事業（再掲）	八幡総合支所
9 専門性の高い文化の仕掛け人の配置	
10 芸術文化による社会の課題解決	
老人クラブ助成事業（再掲）	福祉課
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
子ども読書活動推進事業（再掲）	図書館
11 文化施策と生涯学習との連携及び強化	
地域活動支援センター事業（再掲）	福祉課
地域振興事業（再掲）	八幡総合支所
地域振興事業（再掲）	松山総合支所
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
生涯学習施設「里仁館」運営支援事業（再掲）	社会教育文化課
ふるさと教育推進事業	社会教育文化課
12 多様な分野との連携及びネットワークづくり	
酒田の魅力発信事業	市長公室
国際交流推進事業（再掲）	まちづくり推進課
地域活動支援センター事業（再掲）	福祉課
酒田ゆかりびと交流事業	観光振興課
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
13 文化財等の地域資源の活用	
酒田の魅力発信事業（再掲）	市長公室
国際交流推進事業（再掲）	まちづくり推進課
旧割烹小幡整備検討事業	観光振興課
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
北前船寄港地交流推進事業	観光振興課
八幡地域文化振興事業（再掲）	八幡総合支所
地域振興事業（再掲）	松山総合支所
松山の宝推進事業（再掲）	松山総合支所
地域振興事業（再掲）	平田総合支所
土門拳作品保存事業	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
生涯学習推進講座開催事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課
史跡旧鎧屋修復事業（再掲）	社会教育文化課
光丘文庫資料保全活用事業（再掲）	図書館

具体的取組一覧

14 酒田らしいまちの景観の創出	
山居倉庫周辺整備事業	都市デザイン課
さかたらしい景観づくり事業	都市デザイン課
旧割烹小幡整備検討事業（再掲）	観光振興課
15 文化施設の活用	
北前船寄港地交流推進事業（再掲）	観光振興課
松山にぎわい創出事業	松山総合支所
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
写真のまち・さかた推進事業（再掲）	社会教育文化課
文化財保存活動支援事業（再掲）	社会教育文化課
未来へ受け継ぐ伝統文化はぐくみ事業（再掲）	社会教育文化課
史跡旧鎧屋修復事業（再掲）	社会教育文化課
16 食文化	
酒の酒田の酒まつり事業	観光振興課
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
17 観光との連携	
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
北前船寄港地交流推進事業（再掲）	観光振興課
美術館管理事業（再掲）	社会教育文化課
写真展示館管理事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
18 産業との連携	
酒田の魅力発信事業（再掲）	市長公室
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
19 組織体制の強化	
市民芸術祭開催事業（再掲）	社会教育文化課
20 市民の視点にたった情報発信・広報戦略	
酒田の魅力発信事業（再掲）	市長公室
広報広聴活動推進事業	市長公室
酒田ゆかりびと交流事業（再掲）	観光振興課
土門拳文化賞顕彰事業（再掲）	社会教育文化課
市民会館自主事業等運営事業（再掲）	社会教育文化課
酒田希望音楽祭開催事業（再掲）	社会教育文化課